

『知的財産権等研究成果の取扱いについて（案）』 の概要

本年 5 月、理研研究者が研究試料持出しの疑いで米国司法当局により起訴
⇒ 我が国研究機関等における研究成果の取扱いに関するルールの不備、意識の低さが指摘される。

《我が国の問題点》

- 特許等の帰属が国、研究者個人、研究機関と不統一

【国有・個人有では活用進まず】

- 研究過程で作成・取得された成果物～研究データ・情報（例：タンパク質解析データ）研究試料（例：PH 測定溶液）研究材料（例：遺伝子改変マウス）実験装置、試作品等の取扱いが不明確

【研究者が私的に管理、活用不十分】

- 研究者の研究成果取扱いについての意識の低さ【対外的なトラブル発生のおそれ】

《方向性》

機関帰属により活用促進

取扱いのルール化（帰属・管理責任の明確化等）による適正な管理と活用

意識啓発により研究者の適正な行動

以下の 3 点について提言
関係府省、研究機関等における対策を求める

研究成果の管理等について

- 特許等の知的財産 ... 個人帰属 機関帰属への転換
- 各研究機関等において、研究過程で作成・取得された研究成果物の取扱いについて一定のルールを定める。
責任体制の明確化、譲渡等の手続き 等

研究契約における研究成果の取扱い

- 契約内容（研究成果の取扱い含む）は、当事者の協議に従い柔軟に対応
- 研究成果の帰属、特許実施権設定、守秘義務等に関する明確化

研究者の意識啓発

- 研究者の意識啓発 ... 海外派遣研究者の適正な研究成果取扱い手続き等
- 利益相反 (Conflict of Interest) の管理への配慮 ... 研究者がドメイン作成等